

群馬県(国公立)奨学のための給付金(前倒し)

令和7年度から新入学生に対する前倒し給付を開始します。

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯における授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

早期の給付を希望される新入学生の保護者等の方を対象に、前倒しで一部給付する前倒し給付(早期給付)を令和7年度から開始します。

(前倒し給付額は4月～6月分として、給付額年額の4分の1の額です)。



対象者・給付額 (一人あたり。前倒し分)

基準日(4月1日)現在、国公立高等学校等に在籍する高校生等の、群馬県内に住所を有する保護者等が申請できます。 ※県外居住者は、お住いの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

給付条件

- ① 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直しへの支援事業対象者であること。
- ② 次の表のア)、イ)のいずれかの世帯区分に該当すること。

給付額

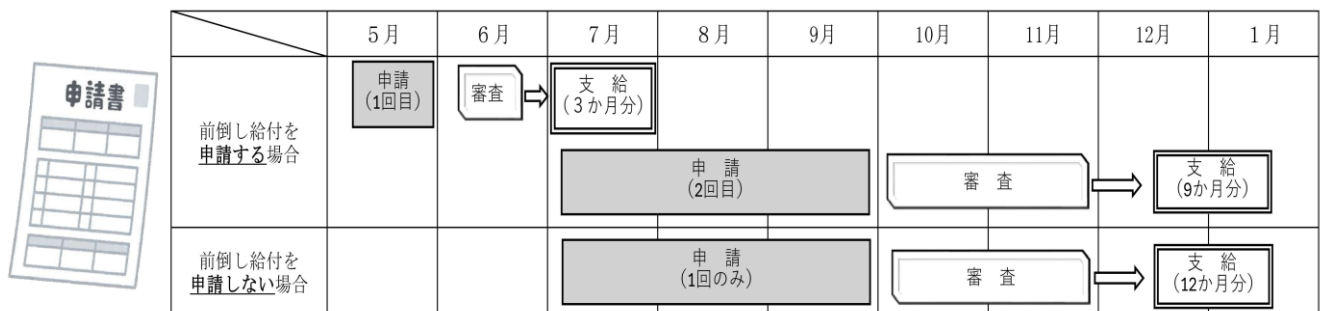
世帯区分(対象)	課程	給付額年額	前倒し給付額	基準日
ア)生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制 定時制 通信制	32,300円	8,075円	令和7年4月1日
イ)住民税所得割が非課税である世帯 住民税は令和6年度課税(令和5年1月から12月の収入で計算したもの)で判断します。	全日制 定時制	143,700円	35,925円	
	通信制	50,500円	12,625円	

注1 基準日現在、高校生等が休学をしている場合は対象となりません。また、単位制の学校で、年度当初に履修単位登録を行わない場合は対象となりません。

注2 基準日現在、高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合は対象となりません。

スケジュール

※令和7年度の申請は、令和7年5月8日(木)0時00分に開始予定です。



オンライン申請
について

国公立は、令和6年度申請から、オンライン申請が可能になりました。
オンライン申請はスマートフォンのみ対応（パソコン非対応）。
下記URL又は右の二次元コードからフォームに進んでください。

<https://forms.office.com/r/EbE3YuV1pD>



別表 前倒し申請 必要書類

No.	必要書類	給付区分		
		生活保護 受給世帯	非課税世帯	
			全日制 定時制	通信制
1	給付金受給申請書 (様式第1号の2)	○	○	○
2	預貯金口座が確認できるもの (通帳やキャッシュカードの写し)	○	○	○
3	委任状(様式第4号の1・2)	学校徴収金の未納がある場合は様式第4号の1 申請者以外の口座に振込を希望する場合は様式第4号の2		
4	生活保護の生業扶助受給を証明するもの(令和7年4月1日時点で受給されていることがわかるもの)	○	—	—
5	住民税所得割が確認できるもの 【保護者等全員分】	—	○	○
6	高校生等本人の在学証明書	在籍している学校が群馬県外の学校の場合に必要。		

- ※ No. 1は、オンライン申請の場合はシステム入力画面に従いオンライン入力。
- ※ No. 2、3、6は、オンライン申請の場合はオンラインで添付提出。
- ※ No. 4、5は、オンライン申請の場合はマイナポータルから取得した自己情報を提出。
- ※ オンライン申請で生活保護受給情報を提出された方については、生業扶助受給の有無について、県から別途、各保健福祉事務所へ照会を行います。

申請期限：令和7年5月23日（金）まで（厳守）

※オンライン申請できない方は、次のとおり提出してください。

○群馬県内の学校：学校事務室へ提出

○群馬県外の学校：郵送又は持参で管理課へ直接提出（必着）

（郵送先）群馬県教育委員会事務局管理課支援助成係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁24階

令和7(2025)年5月
群馬県教育委員会(事務局管理課)
電話：027-226-4543